

平成21年6月16日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮への輸出禁止措置等の 実施について

経済産業省は、今般、「外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成21年6月16日閣議決定）に基づき、輸出貿易管理令等の改正により北朝鮮を仕向地とするすべての品目の輸出を禁止する等の措置を講ずることとしました。

具体的な内容は以下のとおりです。

1. 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止する。
（輸出貿易管理令第2条第1項第1号の2関連等の改正）
2. 北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）について、経済産業大臣の許可義務を課すことにより、仲介貿易取引を禁止する。
（外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（告示）の改正）
3. 上記の措置のうち、人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとする。
4. 上記の措置は、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、実施するものとする。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 中山

担当者：山澄、丸原

電話：03-3501-1511（内線 3242）

03-3501-0538（直通）